

かゆいところに手が届く!

個人情報保護制度の概要と今後の制度改正について

調査部研究員 齋藤 彬子 (小金井市派遣)

1. はじめに

個人情報保護制度は、2003年に「個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）」で制定されました。昨今は紙だけではなくオンライン申請などを通じたデータでの個人情報の使用も増加しています。住民の個人情報の取扱いにあたり、既に注意を払っていることと思いますが、今後マイナンバー制度の更なる活用も予定されており、適切な個人情報保護のためには住民と直に接する自治体職員による制度の正しい理解が欠かせません。

本稿では、これまでの個人情報保護制度の概要と現在の課題、後段で今後の制度の改正を整理・解説していきます。

2. 個人情報保護制度の基本法

個人情報保護制度の基本法となるのが、「個人情報保護法」の第1章から第3章です。第4章から第7章は、民間部門の個人情報について定められています（図表1）。

▼図表1 個人情報保護法の体系

個人情報保護法 (2003年5月30日公布、2005年4月1日全面施行)	
第1章	総則
第2章	国及び地方公共団体の責務等
第3章	個人情報の保護に関する施策等
第4章	個人情報取扱事業者の義務等
第5章	個人情報保護委員会
第6章	雑則
第7章	罰則

<出典>2021年5月10日時点の法を基に筆者作成

第1章から第3章では、個人情報保護の基本理念、個人情報保護に関する基本方針、国及び地方公共団体（以下、「公的部門」という。）の責務等、公的部門及び民間部門の双方に共通する事項が定められています。

(基本理念)
第3条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。

(地方公共団体の責務)
第5条 地方公共団体¹は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

こうした責務の規定は、法律の目的や基本理念の実現のために各主体の果たすべき役割を宣言したものです。

では、日本の個人情報保護制度はどのような法体系になっているのでしょうか。

3. 日本の個人情報保護制度の法体系と地方公共団体の個人情報保護の根拠

一般に、個人情報保護制度は、オムニバス方式とセグメント方式の2つがあります。オムニバス方式は、公的部門と民間部門に共通の法制度が適用されるもので、ヨーロッパ諸国で一般的に採用されています。セグメント方式は、公的部門と民間部門で異なる法制度を適用する方式で、日本ではこちらが採用されています（図表2）。

¹ 普通地方公共団体と特別地方公共団体に分かれる。普通地方公共団体は都道府県・市町村を指し、特別地方公共団体は特別区、地方公共団体の組合、財産区などを指す。

▼図表2 個人情報保護制度の分類

オムニバス方式 (ヨーロッパ諸国)	公的部門と民間部門に共通の法制度を適用
セグメント方式 (日本)	公的部門と民間部門で異なる法制度を適用

公的部門では、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下、「行政機関個人情報保護法」という。）」、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下、「独立行政法人等個人情報保護法」という。）」、及び地方公共団体の個人情報保護条例が、個人情報保護の一般法になります。

これに対して、民間部門では個人情報保護法の第4章から第7章が個人情報保護の一般法になります（図表3）。

「行政機関個人情報保護法」は、国の行政機関が保有する個人情報のみを対象としており、地方公共団体が保有する個人情報は対象外です。そのため、地方公共団体が保有する個人情報の保護については、各地方公共団体の個人情報保護条例が一般法になります。皆さんも、自分の勤務する自治体の「個人情報保護条例」をご覧になったことがあるのではないのでしょうか。個人情報を取り扱うにあたり、根拠とすべ

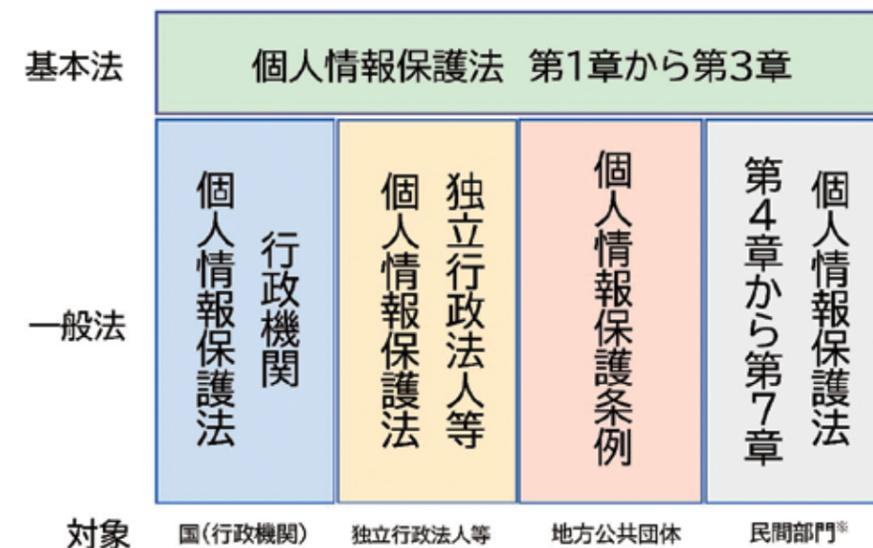
きは各自治体にある個人情報保護条例になります。地方公共団体の個人情報保護の制度は、これまでに述べたように分権的なシステムがとられていることが特徴です。このようになった理由は、先進的な地方公共団体が個人情報保護条例等を国に先駆けて制定してきたためです。「個人情報保護法」が全面施行された2005年度末には、すべての都道府県・市区町村が個人情報保護条例を制定し現在に至っています。

自治体が個人情報を収集する場合、それぞれの自治体の条例によりますが、利用の目的、記録の内容、個人情報収集の法的根拠などを明らかにすることなどが定められています。こうしたことから、必要以上の個人情報は収集しない、個人情報の収集は原則本人からとする、個人情報を収集するときには使用目的を明らかにする、という意識を持った職員の方も多いと思います。

また、適切な個人情報の取扱いがされているか監督するために、附属機関として個人情報保護審議会が設置されている自治体も多くあります。

このように、地方公共団体の個人情報保護制度は、それぞれに持つ条例を根拠として、その内部で完結していました。

▼図表3 日本の個人情報保護制度の法的すみわけ



※個人情報保護委員会(国)による法に基づいた監督の対象は民間部門のみ

<出典>2021年5月10日時点の法を基に筆者作成